

ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

ハ 法人であって、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(許可の基準)

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合に合ってはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合に合ってはこの限りでない。
- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目については別紙のとおり

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。